



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2012年8月1日

最新情報

脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

厚生労働省より、平成 23 年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」が公表されました。

ポイント

1. 「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

脳・心臓疾患についての労災請求件数は 898 件で、2年連続で増加。

前年度に比べ 96 件の増加。

支給決定件数(労災と認められた件数)は 310 件で、4年ぶりの増加。

前年度に比べ 25 件の増加。

～平成 23 年度の特徴～

脳・心臓疾患に関する労災補償の請求件数を業種別(大分類)にみた場

合、「運輸業、郵便業」(182 件、20%)、「卸売業・小売業」(143 件、

16%)、「製造業」(132 件、15%)の順に多く、これらで半数を超えます。

支給決定件数も同様に、「運輸業、郵便業」(93 件、30%)、「卸売業・小売業」(48 件、15%)、「製造業」(41 件、13%)の順に多く、これらで約 6 割を占めています。



2 精神障害に関する事案の労災補償状況

精神障害についての労災請求件数は 1,272 件で、3年連続で過去最多を更新。

前年度に比べ 91 件の増加。

支給決定件数は、過去最多の 325 件。前年度に比べ 17 件の増加。

精神障害に関する労災補償状況を職種別(大分類)にみると、請求件数は「事務従事者」(323 件)や「専門的・技術的職業従事者」(318 件)が多く、全体の半数を占め、これに「販売従事者」(167 件)が続いています。

精神障害の支給決定件数を、それを引き起こした出来事別にみると、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」がもっとも多く 52 件(16%)、次いで「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が 48 件(15%)、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」が 40 件(12%)などとなっています。

脳・心臓疾患及び精神障害については、厚生労働省がそれぞれ認定基準を設けており、迅速・公正な労災認定が行われることになっています。

しかし、認定事例が生じてしまった場合、労働者側・企業側ともに大きなダメージを負うことになります。最も重要なのはその予防です。職場でのメンタルヘルス・長時間労働対策についても、お気軽にご相談ください。



社会保険には、従業員が入社・退職した際や被扶養者の増減があった際、賞与を支払った際など、多くの手続きがあります。これに関し、日本年金機構より社会保険の調査を行った結果が掲載された「平成 22 年度事業所調査」が公開されました。以下では、この調査の中でどのような点が指導されているかを見ていきましょう。

1. 指導内容

具体的な指導内容を多い順から並べると下表のとおりであり、指導がもっとも多かった項目は賞与支払届となっています。

表 指導内容の内訳

賞与支払届出もれ 43.6%	資格喪失年月日訂正 0.54%
資格取得届出もれ(資格延長含) 19.1%	資格喪失届出もれ 0.52%
月額変更届出もれ 17.8%	住所変更届出もれ 0.5%
報酬月額訂正 14.0%	被扶養者(異動)届出もれ 0.5%
資格取得年月日訂正 3.0%	保険者証の未回収・返戻 0.4%

2. もれ、誤りの具体的事例

【事例 1】賞与支払届の届出もれ

そもそも会社が賞与を支払った際には、被保険者賞与支払届総括表（以下、「総括表」という）と被保険者賞与支払届の届出が必要になりますが、賞与を支払ったにも関わらず、この届出が漏れるケースが多くあります。ちなみに賞与を支払う予定の月に、賞与の支払いを行わなかった場合であっても、総括表に「不支給」の旨を記入し届け出ることになっていますので注意が必要です。なお、この対象となる賞与には賞与、ボーナス、期末手当などいかなる名称であるかを問わず、従業員が労働の対償として受け取るもののうち、年間の支給回数が3回以下のものをいいます。賞与支払日から5日以内の届け出ですので、賞与計算と合わせて作成するとよいでしょう。

【事例 2】資格取得届

従業員を採用した際試用期間や見習い期間を設けることがあります。これらの期間について社会保険に加入せず、正規採用となった時点で加入しているケースが見受けられます。原則、従業員を採用した際には試用期間や見習い期間に関わらず、入社日より加入させることになっているため、適正な年月日で手続きを行いましょ。社会保険の手続き、事業所調査の対応等で、お困りのことがございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

あとがき つちはし事務所より

労働基準監督署の調査、年金事務所からの社会保険の調査、労働局の育児・介護休業制度等の実態調査、労働局均等室のパート労働者等の調査、などなど最近調査が非常に頻繁に行われているという実感があります。今回事務所通信でお伝えした社会保険の調査では、賞与や資格取得モレの指摘が多いとの結果が発表されましたが、労働基準監督署の調査では時間外割増賃金の未払いの指摘が多いのが実感です。時間外割増賃金の計算方法が間違っている、労働時間の設定が法定通りではない、など会社では気がついていない労働基準法違反もよく見られます。自社の労働時間の設定や、時間外手当の計算等で疑問がある場合は、お気軽につちはし事務所までお問い合わせください。

毎年のことですが、8月1日から雇用保険の高年齢雇用継続給付にかかる支給限度額が変更されます。今年も、賃金統計の結果を受けて0.3%程度給付が下がります。

高年齢雇用継続給付とは、60歳以降再雇用などで賃金が下がった場合に、一定の要件を満たせば賃金が下がった労働者本人に雇用保険から給付をするという制度です。まず、5年以上の雇用保険を掛けていること、60歳以降の賃金が60歳時点より75%未満に下がったことが要件になります。制度を知らず、利用されていない方も多いようですので、ご不明の場合はつちはし事務所までお問い合わせください。